

伊万里市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊万里市犯罪被害者等支援条例（平成29年伊万里市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による犯罪被害者等見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 死亡被害者 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有していた者に限る。）
- (3) 傷病被害者 犯罪行為により傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する者に限る。）で、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたもの
(遺族見舞金の支給を受けることができる者)

第3条 条例第6条第2項第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる者は、死亡被害者の遺族（死亡被害者に対する犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母について

は、養父母を先にし、実父母を後とする。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、それらの者のうち、市長が適当と認める者1人を当該見舞金の受領についての代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(傷病見舞金の支給を受けることができる者)

第4条 条例第6条第2項第2号の傷病見舞金の支給を受けることができる者は、傷病被害者とする。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、被害者（死亡被害者及び傷病被害者をいう。

以下同じ。）又は第1順位の遺族（第1順位の遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

- (2) 犯罪行為について、被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた

こと（その組織に属していたことが当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

（遺族見舞金の額の調整）

第6条 傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、条例第6条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷病見舞金の額を控除した額とする。

（支給の申請）

第7条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金の支給を申請する場合 伊万里市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 死亡被害者の消除された住民票の写し

ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書

オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

キ 第1順位の遺族が2人以上あるときは、伊万里市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届（様式第2号）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 傷病見舞金の支給を申請する場合 伊万里市犯罪被害者等見舞金（傷病見舞金）支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

ア 申請者が受けた傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書

イ 申請者の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

（支給の申請の期限）

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長が、当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合には、速やかに、その内容を審査の上、犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定し、伊万里市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）又は伊万里市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第5号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、伊万里市犯罪被害者等見舞金支給照会書（様式第6号）により、警察署等に対し申請内容及び支給制限の有無の確認のための照会をしなければならない。

（犯罪被害者等見舞金の請求）

第10条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者は、伊万里市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（支給の決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した犯罪

被害者等見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告等)

第12条 市長は、必要に応じて犯罪被害者等見舞金を受給した者から報告を求めるとともに、職員に必要な調査を行わせることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住所
 申請者 氏名 (印)
 被害者との続柄 ()
 電話

伊万里市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

伊万里市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第7条の規定により、関係書類を添えて遺族見舞金の支給を申請します。

支給申請金額		円	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時頃	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪行為により死亡した者	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	
犯罪行為による被害の発生状況			
犯罪行為に係る傷病見舞金の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
取扱警察署		警察署	
他の第1順位の遺族	氏名（ふりがな）	被害者との続柄	住所
備考			

（状況調査に係る同意確認）

私は、犯罪被害者等見舞金の申請に係る審査に当たり、市が警察署等に対し上記内容に相違ないか、及び同規則第5条の支給制限の有無を調査することについて同意します。

氏名 (印)

様式第2号（第7条関係）

伊万里市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届

年 月 日

伊万里市長 様

（代表受給者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

私は、下記の遺族と協議し遺族見舞金の代表受給者となりましたので、届け
出ます。

なお、見舞金の受給に係る調整については遺族間で行うこととし、市に対し
異議を申し出ることはありません。

記

（同意者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住 所

氏 名

印

電 話

伊万里市犯罪被害者等見舞金（傷病見舞金）支給申請書

伊万里市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第7条の規定により、関係書類を添えて傷病見舞金の支給を申請します。

支給申請金額	円
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
犯罪行為が行われた時の住所 (現住所と異なる場合のみ 記入してください。)	
傷病の状態	
取扱警察署	警察署

(状況調査に係る同意確認)

私は、犯罪被害者等見舞金の申請に係る審査に当たり、市が警察署等に対し上記内容に相違ないか、及び同規則第5条の支給制限の有無を調査することについて同意します。

氏名

印

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

様

伊万里市長



伊万里市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷病見舞金）の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定額

円

年 月 日

様

伊万里市長



伊万里市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷病見舞金）については、下記の理由により却下することと決定しましたので通知します。

記

理由

【教示事項】

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、伊万里市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊万里市を被告として（訴訟において伊万里市を代表する者は伊万里市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

佐賀県警察本部 様

伊万里市長



伊万里市犯罪被害者等見舞金支給照会書

伊万里市犯罪被害者等見舞金支給に関する規則に基づく見舞金の支給のため、下記事項に相違ないか、及び第5条の支給制限の有無について照会します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為により 死亡又は 傷病を負った者	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
犯罪行為による被害の発生状況		
取扱警察署		警察署
※以下は死亡の場合のみ記入		
死亡年月日		年 月 日
遺族見舞金 代表受給者	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	死亡者との 続柄	
備 考		

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住所

申請者 氏名

㊞

電話

伊万里市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付けで支給決定のあった犯罪被害者等見舞金について、下記のとおりに請求します。

請求金額				円
犯罪被害者等見舞金の種類				<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷病見舞金
振込先				
フリガナ				
口座名義人				
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・金庫・農協・組合			
	本店・支店・本所 ・支所・出張所			
	種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号	